

## 自動車教習所、予約が取れない!?!?

自動車教習所への入所を契約したが技能教習の予約が取れない、解約を申し出たが返金額が少ない等、自動車教習所に関する相談が寄せられています。

【事例】相談者：50歳代士別市 当事者：19歳 他地域

息子は大学生で一人暮らし。近所にある自動車教習所は1カ所のため、比較的空いている8月に契約をした。学科はオンラインで好きな時間に受けることができるためスムーズに進んだが、実技は夜中12時に更新し1週間の予約をとる方式で、予約画面はいつも満杯で予約を入れる余地がない。

オプションコースを選択していれば、予約を優先的にできるようだ。息子に1週間に1時間しか実技講習を受けられないと相談され、教習所に電話をすると「例年はこの時期は空いているが今年は特別だ。現地でキャンセル待ちをして受けてほしい。沢山の苦情がきているので当方としても対応したいとは考えている」と返答された。このペースだと9カ月以内に取得できず、授業料が無駄になってしまう。

### 【相談処理】

大学の授業のない土・日曜日に教習所でキャンセル待ちをして、実技を受講するよう助言しました。高校生が受講し始める秋からはより混雑すると予想されるため、予約が取れない状況が数カ月続くようであれば、オプションコースへの変更も視野に入れることも一案であると付言しました。

### 【ひとこと助言】

- 近年、教習所へ足を運び申込みをすることなく、Webで検索し、オンライン会議の方法で事前説明を聞き、申込みをすることができるためとても簡単に契約ができます。しかしその反面、混雑状況や確認することを怠りトラブルが発生することがあります。免許取得までの所要期間、教習の予約の取りやすさ、追加料金の有無、解約条件などよく確認しましょう。
- 特に免許取得を希望する時期がある場合は、そうした事情を自動車教習所に相談したうえで契約を検討しましょう。
- 自動車教習所には、公安委員会指定の教習所とそうではないものがあります。指定の教習所を卒業した場合には、運転免許試験場での技能試験が免除になりますが、指定でなければ免除にはならないこと、また両者には教習期限や教習時限数の規定の有無等、違いがあるので注意が必要です。困ったときは、下記士別地区広域消費生活センターにご相談ください。

**消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820**

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用  
来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

